

## 千葉県警察官募集

お近くに興味をお持ちの方がいれば、ぜひお伝え下さい！



試験区分	試験職種	採用予定数	受験案内配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表
第1回	A男性	161名程度	3月8日(金)	3月8日(金) ~ 4月10日(水)	5月12日(日)	5月下旬 ~ 6月中旬	8月上旬以降
	A女性	45名程度					
	B男性	50名程度					
	B女性	10名程度					
第2回	A男性	20名程度	7月2日(火)	7月2日(火) ~ 8月20日(火)	9月22日(日)	10月中旬 ~ 10月下旬	12月中旬以降
	A女性	15名程度					
	B男性	144名程度					
	B女性	30名程度					



## 犯罪被害給付金制度について

犯罪被害給付制度とは、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重症病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

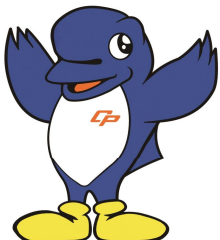
○犯罪被害給付金の種類(何れも国から一時金として給付金が支給。)

☆遺族給付金 ☆重症病給付金 ☆障害給付金

○支給額:犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づき算定。

○給付金支給裁定の申請

住居を管轄する都道府県公安委員会に申請して下さい。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。申請は、犯罪行為による死亡、重症病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重症病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかつたときは、その理由のやんだ日から6ヶ月以内に申請をすることができます。※減額事由や給付金の額が調整される場合もあります。



犯罪被害給付制度の問い合わせ先

☆ 千葉県警察本部犯罪被害者支援室 043-201-0110(代)

被害者支援活動に、今後も、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

☆ 松戸警察署 警務課 047-369-0110(代)